

機械警備業務委託（こどもらんど子育て支援センター）仕様書

この仕様書は、長浜市（以下「発注者」という。）の財産の保護及びこどもらんど子育て支援センターの管理運営を円滑に行うため、受注者が設置する機械警備システム等による警備業務の仕様を示したものである。

1 目的

こどもらんど子育て支援センターの警備体制を強化し、建物内における火災、盗難事件及び破壊行為防止とこれらの早期発見を目的とする。

2 警備対象

警備対象物件は、下記のとおりとする。

名称 こどもらんど子育て支援センター
所在地 滋賀県長浜市大依町1454番地

3 契約期間及び基準時間

業務の契約期間及び基準時間は、次のとおりとする。

(1) 契約期間

当該年度 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで（6ヶ月）
期間全体 令和7年10月1日から令和13年9月30日まで（72ヶ月）
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

なお、当該期間中に、受注者の責めに帰する事由で、機械警備システム等が稼働できないときは、受注者の負担により、現場に警備員を適当数常駐させるなど、機械警備システム等と同等以上の機能、効果を有する方法で警備を実施し、財産の保全に努めること。

この入札は、「長浜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年長浜市条例第248号）」に基づく長期継続契約に係る見積である。契約期間は6年間とするが、議会の承認による債務負担行為を設定していないので、この契約の締結の日の属する年度の翌年度において、歳出予算が削減される場合がある。この場合は契約を変更又は解除することになる。

(2) 基準時間

開館日は、午後5時15分（閉館時刻）から翌日午前8時30分（開館時刻）まで
定期閉館日（月曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年1月3日まで）は、午前8時30分から翌日午前8時30分までの終日

(3) 上記の基準時間内において、こどもらんど子育て支援センターからの警備システム作動開始の信号を受けたときに始まり、警備システム作動解除の信号を受けるまでの時間とする。

4 警備任務

- (1) 火災、侵入及び盗難等被害の拡大防止
- (2) 事故確認時における関係先への通報、連絡
- (3) 警備報告書、事故報告書の提出

5 警備実施要領

こどもらんど子育て支援センターの事務室内に受信装置及び警報センサー等を設置し、一般電話回線により、受注者の本社又は通信指令本部と接続する自動通報方式による機械警備とする。ただし、一般電話回線の使用料は発注者の負担とする。

(1) 警備システム等の機能は、次のとおりとする。

- ①警備対象区域内へ不法侵入する者を早期に発見する機能を有し、警備対象区域への出入口等にセンサー等を設置すること。
- ②火災の発生を感知する機能を有すること。
- ③事務室入口付近において、警備の開始と解除が行えるよう、操作盤（キースイッチ、暗証番号入力装置等）によるオン・オフ操作とし、受注者の本社又は通信指令本部との接続、遮断操作は最終退館者が上記操作によって行うものとする。
- ④受注者の本社又は通信指令本部と接続する如何に問わず、事務室においても異常発報を確認できるブザー等を設置すること。
- ⑤施設入口付近において、防犯カメラを設置すること。

防犯カメラについては、屋外カメラ1台、ハードディスクレコーダー1台及び設置に必要な部材で構成するものとし、設置場所等の詳細については落札後、こどもらんど子育て支援センターと協議すること。

なお、令和7年8月22日（金）午後4時45分までに、下記の標準仕様を満たす設置予定の屋外カメラとハードディスクレコーダーを別紙「設置機器証明書」と「当該商品メーカーカタログ等（規格・仕様等詳細が明記されているもの）」をこどもらんど子育て支援センターに提出すること。（提出がない場合は、入札を辞退したものとみなします。）

標準仕様

品名	規格	数量
屋外カメラ	①解像度 1920×1080 200万画素以上であること ②夜間撮影機能がついていること ③屋外設置用のものであること	1
ハードディスクレコーダー	①HDD 容量は2TB 以上を有すること。 ②映像出力端子は HDMI を有すること。 ③録画モードは、24時間常時録画が可能であること。	1

(2) 警備施設の概要

別紙平面図のとおり

(3) 異常事態発生時の対応

異常事態発生時の信号が発せられた場合には、直ちに警備員を現場に急行させ、異常事態の確認を行うとともに、火災の場合は消防署へ、盗難の場合は警察署へ連絡し、併せて別に定める連絡者へ直ちに連絡し、協力して事態の処理にあたること。

6 機器の維持管理等

設置した警備システム等の保守点検及び維持管理は、次のとおりとする。

- (1) 施設内に設置した警備システム等は、受注者の責任において保守点検を行い、常に正常な機能を発揮するよう維持管理すること。
- (2) 契約期間中、警備システム等の誤作動によって生じた損害は、受注者の負担とすること。
- (3) 施設内に設置した警備システム等について、受注者は、期間が満了したときは速やかに原状

に復すること（契約解除による場合も同じ）。ただし、現状のままとすることについて発注者の承諾があったときはこの限りではない。

7 施設の鍵の貸与

施設の鍵の貸与については、次のとおりとする。

- (1) 業務遂行上必要とする施設の鍵については、これを貸与することができる。
- (2) 貸与した施設の鍵は、これを複製しないこと。
- (3) 契約終了時には、貸与した施設の鍵を返還すること。

8 警備報告書の提出

契約期間中に実施した業務について、下記の報告書を提出すること。

(1) 警備月報

- ①記載事項 期間中の毎日の警備状況
- ②提出時期 当該月の翌月の5日まで

(2) 異常事態発生報告書

- ①記載事項 異常事態発生通報の原因
- ②提出時期 異常事態発生通報があった都度

(3) 事故報告書

- ①記載事項 事故発生の状況、内容、その対応方法及びその他必要事項
- ②提出時期 事故発生後速やかに

9 損害の補償及び免責事項

損害の補償及び免責事項については、次のとおりとする。

(1) 補償事項

- ①契約期間中に警備会社及び警備員の責任において発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む）については、受注者が補償すること。
- ②業務時間中に、警備員が被った被害については、受注者が補償すること。ただし、対人賠償及び対物賠償合わせて1事故10億円を限度とする。

(2) 免責事項

- ①発注者の瑕疵によるもの
- ②受注者の責に負わない電話回線の不通によるもの
- ③天災地変その他不可抗力によるもの

10 業務遂行上の義務

業務遂行にあたっては、次の事項を十分に遵守すること。

- (1) 本仕様書は、業務の大要を示すものであって、本書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じ警備上必要と認める業務及び発注者が必要と認め指示した業務については、誠意をもって実施すること。
- (2) 善良な管理者の注意をもって業務にあたること。
- (3) 業務上知り得た事項を他に漏らさないこと。

- (4) 警備員は、受注者の指定する制服を着用すること。
- (5) 警備業法、同法施行規則及び滋賀県公安委員会規則に規定する事項を遵守すること。

11 支払い

警備委託料の支払いは月払いとし、発注者は、8（1）に定める受注者の提出する警備月報及び完了届・請求書が正当なものである場合、受領後30日以内に受注者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

12 その他

- (1) 本仕様書に定めるほか、受注者は当該施設の機械警備に必要な措置を講じなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者とが協議のうえで定める。